

## 報告事項（2）自治基本条例の直近の経過について

平成 28 年 9 月	島田市自治基本条例素案完成 (実効性の確保を除く)
10 月～11 月	市民、市職員意識調査の実施（資料1のとおり）
12 月	市民会議有志委員より前文案が提出される
平成 29 年 1 月	作業部会にて前文の再検討、実効性の確保の検討 →経営管理課との調整を経て、実効性の確保部分固まる →前文は現在検討途中

## 協議事項（1）「実効性の確保」について

## （1）概要

自治基本条例の実効性を確保するための条文として「第 10 章 協働のまちづくり推進委員会」を今回追加した。

協働のまちづくり推進委員会を設置し、毎年選定するいくつかの事業において計画段階から協働のまちづくりの視点にたった助言、実施後の検証を行う。これにより市職員が意識的に協働のまちづくりを実践する機会が増え、事業を積み重ねることにより、市の協働モデルが確立されることが期待される。

なお、検証については事業費減少などを目的とした事業自体への検証ではなく、協働のまちづくりの手法についての検証である。また対象事業は市事業のみではなく市民活動も含まれることを想定している。（検証対象事業選定は立候補制を想定）

## （2）制定作業部会後からの変更

2月10日に実施した第13回制定作業部会後の経営管理課（政策法務担当）との協議を経て変更した点がある。

## ◆委員構成

作業部会では第3者的な立場で検証してもらえよう、委員は市外在住者としていたが、諮問事項に「条例の改正」もあり、市外在住者のみの構成では条例の改正において島田市の実情を踏まえた協議が困難であると判断し、市内在住者も委員になり得ることとした。なお、表彰を行う際、委員自身が当事者の場合のみ審議から外れるよう運用する。

※これまでの素案の第13条（市民参画）中に誤植があったため今回の素案から変更しています。

×「市民」→○「市民等」

（3）協働のまちづくり推進委員会イメージ

■委員メンバー

学識経験者、特定非営利活動法人の代表者、公募に応じた者、その他市長が必要と認める者から5人以内（いずれも市内外在住は問わない）

■所掌事務

（諮問）

①協働の視点に立った事業の実施手法、検証

※事業費減少などを目的とした事業自体への検証ではなく、協働のまちづくりの手法についての検証。対象事業は市事業のみではなく市民活動も含まれる。

②条例の改正 ③その他条例に係る重要なこと

（その他）

④協働事業の円滑な実施に向けての協議、市長への意見

⑤優秀な協働事業、まちづくりに貢献する市民・市民団体への表彰

■業務フローイメージ

